

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	いせはら訪問介護事業所	
所在地	伊勢原市伊勢原2丁目7-31 伊勢原シティプラザ1階	
提供可能サービス 事業所番号	○訪問介護 ○介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業、基準緩和訪問型)	1474000096号
サービス提供地域	○訪問介護 ○介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業、基準緩和訪問型)	伊勢原市の区域

2 事業所の職員体制等

(令和8年4月1日現在)

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	訪問介護・総合事業・基準緩和訪問型	1人 (常勤 1人 非常勤 0人)
サービス提供責任者	訪問介護・総合事業・基準緩和訪問型	3人 (常勤 3人 非常勤 0人)
事務担当職員	訪問介護・総合事業・基準緩和訪問型	1人 (常勤 1人 非常勤 0人)
サービス提供者		
介護福祉士	訪問介護・総合事業・基準緩和訪問型	8人 (常勤 3人 非常勤 5人)
訪問介護員1級	訪問介護・総合事業・基準緩和訪問型	1人 (常勤 0人 非常勤 1人)
介護職員初任者研修 (旧ヘルパ-2級)	訪問介護・総合事業・基準緩和訪問型	12人 (常勤 0人 非常勤 12人)
	合計	21人

3 サービス提供地域(通常の送迎地域)

伊勢原市

4 サービス提供日及び時間

(1) 提 供 日 月曜日～日曜日 (事務所窓口は、土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです)

(2) 提供時間 8:00～20:00 (事務所窓口は、平日 8:30～17:00 まで)

5 利用者負担金

※ 利用者負担金は、次の３種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金（原則として負担割合証に応じた基本料の１割、２割又は３割の額）
- ② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています（疑問点等があれば、お尋ねください）。

(1) 訪問介護（介護予防を含む）

厚生労働大臣が告示する額

(2) その他

ア 交通費 通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）

① 公共交通機関を利用した場合 実費額

② 自動車等の交通用具を使用した場合の負担金

A 片道2km未満の区間 200 円

B 片道2km以上 5 km以下の区間 500 円

C 片道 5 km超の区間 500 円＋加算額(5 kmを超える 1 km当たり 100 円)

イ 買い物代行等に伴うガソリン代 基準緩和訪問型に限り、買い物代行等でヘルパーが乗用車又はバイク等を利用した場合、１回につき１００円をガソリン代としてご負担いただきます。

ウ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から、奇数月２７日に引き落とします。）

B 現金払い（期日までに、窓口へご持参ください。ただし、基準緩和訪問型の買い物代行等ガソリン代については、当日ヘルパーにお支払いください。）

C 銀行振り込み（期日までに、利用者の方がお振り込み願います。なお、手数料は、利用者負担となります。）

エ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（１０割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（９割、８割又は７割）を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

※ 総合事業は、全額自己負担によるサービス利用ができません。

6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。 連絡先〔電話〕 0463（95）9550

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください（ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。また、総合事業は、利用料が月単位の定額のため、同一月の他の日にサービス利用がある場合のキャンセル料は不要です）。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日	利用者負担金の 50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%	

7 当法人のサービスの方針等

私ども伊勢原市社会福祉協議会は、

- ① 皆さまの「すこやか」と「やすらぎ」を願い、奉仕の精神をもって、質の高いサービスを提供してまいります。
- ② 伊勢原市における「地域福祉の推進役」と「より公益的団体」として、市民の皆さまとともに地域福祉を支える総合的なサービスを提供してまいります。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

9 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人のお客様相談窓口	電話番号	0463（94）9600
	ファクシミリ番号	0463（94）5990
	Eメール	zaitaku@isehara-shakyo.or.jp
	苦情受付担当者	柏木 郁子
	対応時間	8:30 ～ 17:00 (土・日・祝日・年末年始は休みです)

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	伊勢原市田中348 伊勢原市役所長寿介護課
	電話番号	0463（94）4722
	ファクシミリ番号	0463（94）2245
	対応時間	8:30 ～ 17:00 (土・日・祝日・年末年始は休みです)

